

農業資材審議会農薬分科会

農薬蜜蜂影響評価部会

(第4回) (非公開)

農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会

(第4回) (非公開)

令和4年6月1日(水)

13:25～14:15

農林水産省消費・安全局第2会議室

(WEB会議形式による開催)

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項の農薬の登録に係る令和元年農林水産省告示第480号(農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件)第2号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項について(メフエントリフルコナゾール)

- (2) その他

3 閉 会

午後1時25分 開会

○小林農薬対策室長 定刻より若干早いですが、ただいまから農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第4回）を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の小林です。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の農薬蜜蜂影響評価部会は第4回目の会合となります。今回は、1つの有効成分に関する蜜蜂への影響評価、その他について御検討いただきたいと思います。

本日は、委員の方2名、専門委員の方4名に御出席いただいております。

今回はリモートでの開催となりますので、進行に不都合が生ずることもあるかと思いますが、御容赦いただけますと幸いです。

委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにいただきまして、発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の挙手のアイコンがございますので、そちらを押していただければと思います。

なお、基本的には挙手制で進められればと思いますが、挙手以外にも気になること等ございましたら、会議途中でも御自身でミュートを外して御発言いただければと存じます。

また、チャットボックス機能もございます。音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

さて、本部会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は2名全員の御出席を頂いておりますので、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の議事におきましては、個別の農薬についての農薬の蜜蜂への影響評価に対して審議いただきます。農薬の蜜蜂への影響評価の検討には、申請者の知的財産でもある各種の試験成績が必要であり、審議会の原則に従い、公開にすれば悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがあります。申請者の知的財産権の侵害を防止して、審議に必要な資料が悪意のある第三者への漏えいを懸念することなく、申請者から円滑に提出されるようにするため、個別の農薬の蜜蜂への影響評価に係る審議の議事及び資料は非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には関連ファイルを削除いただきますとともに、送付資料について回収させていただきますので、後日、御返却のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の配付資料について御確認いただきたいと思います。

資料1、議事次第、資料2、農薬蜜蜂影響評価部会の委員名簿、資料3、メフェントリフルコナゾール農薬蜜蜂影響評価書（案）、資料4、「アフィドピロペン農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見募集の結果について（案）、それに加えて、参考資料がございます。皆様、お手元におそろいでしょうか。もし、不足ございましたら、会議途中でも結構ですので、事務局までお申し付けください。

では、ここからの議事進行は與語部会長にお願いいたします。

○與語部会長 本日は、皆様、御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

前回に引き続きまして、是非、慎重かつ活発な御審議をお願いいたします。

それでは、議事1として、1つの有効成分の農薬の蜜蜂への影響評価に関して議論いただく予定としております。

メフェントリフルコナゾールについては、令和4年4月25日付で農林水産大臣から諮問を頂いております。

審議に当たっては、先ほど事務局から説明がありましたが、公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがありますので、非公開とさせていただきますので御承知おきください。

まず、審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いします。

○農薬対策室長 平成30年9月14日の農業資材審議会農薬分科会で決定いただきました利益相反の規定に基づいて、皆様に利益相反について確認を事前にさせていただきました。

本日、審議いたしますメフェントリフルコナゾールについて、委員の皆様から利益相反に関して特段の申出はありませんでしたので御報告いたします。

○與語部会長 御報告ありがとうございます。

事務局から、議事録の取扱いについても報告がありましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第2号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項のメフェントリフルコナゾールの審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○農薬審査官 事務局の石原です。

私から、資料3に基づき説明いたします。まず初めに、評価対象農薬の概要を説明いたします。

資料3の3ページ目を御覧ください。

今回、申請のありました成分は殺菌剤のメフェントリフルコナゾールでございます。

申請者はBASFジャパン株式会社。

申請の登録名はメフェントリフルコナゾールでございます。

一般名、化学名、コード番号は記載のとおりとなります。

4 ページ目にまいりまして、分子式、構造式、分子量は記載のとおりになります。

2 ポツ目の表に有効成分の物理的・化学的性状をまとめて掲載しています。

本成分は、log Pow 3.4、水溶解度は0.71 mg/L という成分であり、比較的水溶性の低い成分になります。

また、加水分解性は低く、蜜蜂の経口毒性試験で用いるショ糖溶液中で安定していることが想定されます。

5 ページ目にまいりまして、3 ポツ目、申請に係る情報。記載のとおり、メフェントリフルコナゾールは EU 諸国等、多数の国において既に製剤登録が取得されています。

4 ポツ目、作用機作になります。メフェントリフルコナゾールは糸状菌の細胞の膜構造に重要なリン脂質であるステロール生合成における C 14 位の脱メチル化を阻害し、エルゴステロールの生合成を阻害することで殺菌作用を発揮するとされています。FRAC の分類コードは3になります。

6 ページ目にまいりまして、5 ポツ目、適用病害虫の範囲及び使用方法について説明いたします。

今回申請がありましたのは1 製剤で、メフェントリフルコナゾール 34.9% を含有する水和剤になります。製剤名はベランティーフロアブルでございます。

本製剤の適用作物は、りんご、なし、もも、ネクタリン、おうとう、うめ及びぶどうであり、本剤 8,000 倍希釈溶液を 10 アール当たり200～700 L 散布するという製剤でございます。

以上が評価対象農薬の概要になります。

続きまして、7 ページ目、II、ミツバチに対する安全性に係る試験の概要の説明に移ります。

表 1 は今回の申請に伴い提出されたミツバチに対する安全性に係る試験の一覧になります。今回の申請に伴い、4 種の室内毒性試験、成虫単回接触毒性試験、成虫単回経口毒性試験、成虫反復経口毒性試験及び幼虫経口毒性試験、各 1 試験が提出されました。

それぞれの試験成績の概要について説明いたします。

8 ページ目を御覧ください。

まずは、成虫単回接触毒性試験の概要です。

原体を被験物質とした試験が実施され、48 時間の LD₅₀ は 100 µg/bec 超との結果の試験になります。

OECD のテストガイドラインに準拠し、2015 年に実施された試験です。

供試生物数は、対照区、暴露区ともに 30 個体を用いています。陰性対照区として、水、アセトン、界面活性剤の暴露区が設けられています。

本試験では、暴露区及び陰性対照区全ての区で死亡個体は認められていません。

この結果より、48 時間の LD₅₀ は最高用量の暴露区である 100 µg/bec を超えるとなっています。

また、本試験ですが、試験期間を通して、行動異常を示す個体は認められていません。

続きまして、9 ページ目を御覧ください。

成虫の単回経口毒性試験の概要です。

原体を被験物質とした試験が実施され、48 時間 LD₅₀は100 µg/bee 超との結果の試験になります。

こちら、OECD テストガイドラインに準拠し、2015 年に実施された試験です。

接触毒性試験と同様に、供試生物数は対照区、暴露区ともに 30 個体を用いています。陰性対照区として、対照区と助剤対照区が設けられています。

本試験も接触毒性試験と同様に、暴露区、陰性対照区、全ての区で死亡個体は認められていません。

この結果より、48 時間 LD₅₀ は最高用量の暴露区である100 µg/bee を超えるとなっています。

また、本試験ですが、接触毒性試験と同様、試験期間を通じて、行動異常を示す個体は認められていません。

続きまして、10 ページ目を御覧ください。

成虫反復経口毒性試験、10 日間の試験です。

原体を被験物質とした試験が実施され、10 日間 LDD₅₀、1 日当たりの半数致死摂取量が 110.5 µg/bee 超との結果の試験になります。

本試験ですが、2015 年の実施の試験でありまして、当該試験の OECD テストガイドライン制定は 2017 年と、それより前に実施された試験になります。そのため、本試験は検討段階のガイドライン、いわゆるドラフト版のガイドライン等に準じ実施されたものでございます。

試験生物数は、対照区、暴露区ともに 60 個体を用いています。

試験は5用量区設けられて実施されていますが、最高で5個体の死亡が 13.3 µg 暴露区で認められていますが、最高用量区である110.5 µg 暴露区では死亡は認められていません。

なお、本試験の OECD テストガイドラインにおける妥当性基準は、陰性対照区の死亡が 15 % を超えないこととされており、陰性対照区で 15 %、本試験においては9個体の死亡が許容されている試験になります。

この結果より、10 日間の LDD₅₀は最高用量の暴露区である 110.5 µg/bee を超えるとなっています。

続きまして、11 ページ目を御覧ください。

幼虫経口毒性試験、幼虫の試験になります。

原体を被験物質とした試験が実施され、72 時間の LD₅₀は35.27 µg/bee との結果の試験になります。

こちら、OECD のテストガイドラインに準拠して、2015 年に実施された試験になります。

供試生物数は、対照区、暴露区ともに 36 個体を用いています。

本試験はこれまで説明いたしました3試験と異なり、毒性値が確定している試験になります。試験は5用量区設けて実施されており、最高用量の暴露区で 36 個体中 30 個体が死亡している試験になります。

118.7 µg/bee 暴露区の死亡が30個体で、59.3 µg/bee 暴露区の死亡が33個体と、死亡数と暴露量の関係に若

干の逆転が認められますが、用量反応関係はおおむね認められている試験ではないかと考えています。

解析の結果、LD₅₀は35.27 µg/beeとなっています。

室内毒性試験4試験の概要に関する説明は以上になります。

続きまして、12 ページ目、III、毒性指標の説明に移ります。

表6には、ただいま御説明いたしました毒性試験の結果の概要、毒性値を一覧で示しています。

この毒性値からミツバチリスク評価に用いる毒性指標値の案を、同ページの下を表7にまとめています。

毒性指標値の案といたしましては、成虫単回接触毒性につきましては、48 時間 LD₅₀ 値、100 µg/bee 超を採用し、毒性指標値を 100 µg/bee としました。

成虫単回経口毒性につきましても同様に、100 µg/bee としました。

成虫反復毒性については、10 日間の LDD₅₀ 値、110.5 µg/bee/day 超を採用し、毒性指標値を110 µg/bee/day としました。

幼虫経口毒性につきましては、72 時間 LD₅₀ 値、35.27 µg/bee を採用して、毒性指標値を 35 µg/bee としました。

13 ページ目に移りまして、3 ポツの毒性の強さから付される注意事項の説明になります。

本剤について、成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性ともに、LD₅₀は11 µg/bee 以上であったため、注意事項は要しないと考えております。

続きまして、14 ページ目を御覧ください。

IV、暴露量の推計になります。申請の適用方法から暴露量を推計する方法及び結果についての説明になります。

申請のあった製剤、ベランティーフロアブルは茎葉散布剤であるため、茎葉散布シナリオに従い暴露量を推計いたしました。本剤の適用作物は、りんご、なし、もも、ネクタリン、おうとう、うめ及びぶどうで、全てミツバチが暴露する可能性がある整理している作物であることから、全ての適用について暴露量を推計しています。

なお、花粉のみ有する作物に概要する適用作物がないため、経口暴露経路における暴露量の推計では、全ての適用作物で花蜜からの暴露を考慮して暴露量を推計しています。

14 ページ目、表8を御覧ください。

表8には、暴露量推計に関するパラメーターのうち、接触暴露経路の農薬付着量、経口暴露経路における摂餌量と農薬残留量についてまとめています。

これらのパラメーターを用い、ベランティーフロアブルの第1段階のスクリーニング段階における接触及び経口暴露経路の暴露量を推計した結果を、次のページ、表9にまとめています。

15 ページ目の表 9 を御覧ください。

適用方法は全ての作物で同じであり、その散布液中有効成分濃度は0.0044 %となります。

また、ヘクタール当たりの有効成分投下量は0.305 kg/ha となり、第1段階の評価、スクリーニング段階の花粉・花蜜推定残留濃度は29.9 µg/g となります。これらを基に推計した暴露量は、接触暴露経路で0.00305 µg/bee となり、経口暴露経路の成虫及び幼虫で、それぞれ4.48 及び3.70 µg/bee となります。

それでは、最後の項目、リスク評価結果の説明に移ります。

18 ページ目の表 10 を御覧ください。

表 10 は、前項で推計した暴露量を III の項目で提案いたしました毒性指標値で除した値、すなわちリスク比をまとめたものになります。

リスク比は、接触暴露評価で 3.1×10^{-5} 、経口暴露評価については、成虫の単回暴露評価で0.045、成虫の反復暴露評価で0.041、幼虫の暴露評価で0.11 となり、全ての適用方法の評価で推定暴露量を毒性指標値で除した値が懸念される水準を超えないことを確認いたしました。そのため、本製剤の全ての適用方法に対して、被害防止方法は不要であると判断いたしました。

資料3の説明につきましては以上となります。

○與語部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。どこからでも結構です。量が多いので分けてみた方がいいですかね。まず、有効成分の物理的・化学的性状辺り、その後の作用機作も含めてですけれども、5 ページぐらいまでのところで、何かございますでしょうか。以前、稲生専門委員が御指摘されたところもしっかり記載されているとは思いますが。特には問題ございませんか。

後で戻っていただいても結構ですが、5 番のところもよろしいですか。基本的に、説明がありましたけれども、全て果樹に対して適用があるということです。

7 ページ以降ですけれども、まず、毒性評価、それぞれ1 ページずつ、成虫単回接触から始まって、成虫単回経口、成虫反復経口、最後は幼虫経口毒性の4 試験に関して説明がありました。11 ページにある幼虫経口毒性のみ、明確な薬量反応があったということで、そこにLD₅₀ が明確に35 程度で出ていますが、特に毒性の専門の先生方、コメントとかございますでしょうか。

○稲生専門委員 稲生ですけれども、1 点。

○與語部会長 稲生委員、どうぞ。

○稲生専門委員 今の11 ページの幼虫経口毒性試験の結果が、LD₅₀ 値を35.27 と表記されていますが、暴露量が小数第一位まで、LD₅₀ 値が小数第二位まで書いてあります。これについて何かルールとかというのはあるのでしょうか。

○與語部会長 これに関しては、事務局いかがですか。

○農薬審査官 細かいルールにつきましては、定めていないところがございます。

○與語部会長 これは、稲生委員、後の解析も考えると、そろえた方がいいですかね。

○稲生専門委員 ルールとして、決めておいた方がいいかなと思うのですが、暴露量が小数第一位で、LD₅₀ 値が小数第二位まで、この第二位の値というのが意味があるのかというところもあるので、丸めてしまっているとは思いますが、いかがでしょうか。私は、丸めた方が見栄えがいいとは思いますが。

○與語部会長 この辺り、毒性の関係で。永井委員、いかがですか。

○永井専門委員 丸めてしまって特に問題ないとは思いますが、35.3 としていいと思います。

○與語部会長 ほかの先生方、いかがですか。

これは、特に低い方に持っていなくても、いわゆる切捨てじゃなくても、四捨五入でいいということですかね。それでよろしければ、35.3 ということになるとは思いますが。特に異存なければ、そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それに合わせて、今後も、暴露との関係で桁を合わせるという形で計算結果を示すということでもよろしいでしょうか。特に異論がある方はいらっしゃらなさそうなので、よろしければ、修正お願いします。

○農薬審査官 はい、かしこまりました。今後、ご指摘のとおり取りまとめていきます。

○與語部会長 それでは表中と表の上の両方とも修正をお願いします。

○農薬審査官 はい、かしこまりました。

○與語部会長 毒性のところは、あとは 12 ページ、表 6 に今回の結果の概要の記載があり、それを基に表 7 ところでは、これは低い方の値を取るのですよね。それぞれ、まとめてありますが、この辺りまで、何か御質問、御意見ございますでしょうか。特に手は挙がっていないようですが、よろしいですか。

よろしければ、次の 13 ページ。これは、説明がありましたように、成虫の単回の接触と経口の毒性、その結果から、注意事項は要しないということですが、ここはよろしいですね。

続きまして、14 ページ以降、暴露量の推計になります。先ほどから申し上げているように、果樹ということで、事務局からも説明ありましたが、摂餌量に関しては花粉・花蜜両方が存在するということで、成虫・幼虫とも計算してあり、その結果が 14 ページに掲載されていますが、いかがでしょうか。特に問題ないですか。

私から、事務局に質問ですが、先ほどの毒性のところ、基本的に花粉・花蜜のことは、残留試験に関して「該当なし」とある場合でも、14 ページの表 8 の一番下の農薬残留量の花粉・花蜜のところは記載しなければならないのですか。

○農薬審査官 スクリーニング段階では、実測値ではなく、デフォルトの定数を記載することになります。

○與語部会長 分かりました。

ほかに何か、この表に関してはよろしいですか。

よろしければ、15 ページ以降ですが、15 ページに関しては推計暴露量の結果があり、16 ページは飛ばしまして、17 ページが第1段階評価結果で、蜂の個体への影響が懸念される水準との比較をした表が 18 ページということになります。結果を見る限り、いずれの場合も水準である 0.4 を超えないということで、表の下脚注にあるリスク判定でいくと二重丸ということになりますので、結果として、表の一番右にあります被害防止方法（リスク管理措置）というのが不要ということになります。これがリスク評価の結果になりますが、いかがでしょうか。特に御意見とか—なさそうですが、よろしいですか。

全体を通してでも、何かありますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、評価書案の修正については、皆さんから頂いた御意見を事務局で反映していただいて、その修正案は今回の程度であれば、部会長一任ということでもよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、本日のメフエントリフルコナゾールの農薬の蜜蜂への影響評価に関する審議は以上といたします。

事務局にお返しします。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

今後、所要の進めを進めてまいります。

○與語部会長 それでは、次は議事の2、その他になります。事務局から「アフィドピロペン農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見募集の結果（案）に関して相談があるそうです。事務局から、説明をお願いします。

○農薬審査官 事務局の中庭です。よろしくお願いします。

では、資料4、「アフィドピロペン農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見募集の結果の案について説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。

意見募集の対象となるのは昨年12月1日に御審議を頂きましたアフィドピロペン、こちらの農薬蜜蜂影響評価書の案についてです。

これは行政手続法に基づくものではなく、任意の意見募集でありまして、意見募集期間は本年3月2日から3月31日までとなっております。

意見募集の結果ですが、御意見が3件寄せられております。提出された御意見とこの御意見に対する考え方を説明させていただきます。

まず、1番目の御意見です。

「蜜蜂への虐待である試験と同時に、真核生物への生態系が、長期で考えると崩れる危険性がある。水や pH の実験では余り作用反応は見当たらないが、土壌への環境破壊につながるでしょう。また、セイヨウミツバチやミツバチが姿を消してしまえば、キャベツなどの数多くの野菜は消えてしまい、砂漠化 50 年後に予測できます。

地球上の共生とは弱肉強食ではありますが、間接的な殺虫剤は人間へも影響が発生します。

殺虫剤は、必ず使用者に何らかの災いが、振りまけば戻ってくるでしょう。輪廻。

人間が間接的、直接的に体内に吸収又は付着した際の反応が書かれていないため、安心できない。」このような御意見です。

この御意見に対する考え方としましては、本評価書が対象とするアフィドピロペンの蜜蜂に対する影響に関して回答いたします。

農薬の蜜蜂への影響評価については、農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）の施行に伴い、蜜蜂の農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入するとともに、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内の蜜蜂（幼虫等）への影響等も考慮し、様々な暴露経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととし、外部有識者をメンバーとする「農業資材審議会農薬分科会」及び「農薬の蜜蜂への影響評価法に対する検討会」において、公開審議の上、その評価法を定めました（具体的な評価法については、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）別紙 2「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」参照）。この定めた評価法に基づき、「農薬蜜蜂影響評価部会」において、評価のための審議を行っているところです、との回答案を作成しております。

では、続いて、2 番目の御意見です。

「参照資料 3 つとも農薬メーカーが作成したもので、しかも非公表。これに基づいた評価が信頼に値しないことは子供でも（子供に失礼だが）分かる。第三者が検証したデータに基づき、改めて評価をし直すべき。」

続きまして、3 番目の御意見を紹介します。

「農薬メーカーではなく、第三者が検証したデータに基づき、改めて評価をし直すべき。」こちらは 2 番目と同様の御意見です。

この 2 つの御意見に対する考え方としましては、農薬取締法において、農薬の製造者又は輸入者は、登録の申請に際し、申請書及び農薬の安全性、その他の品質に関する試験成績を提出しなければならないとしており、蜜蜂への影響に関する試験成績もこの中に含まれています。

提出が求められる農薬の蜜蜂への影響に関する試験成績は、農薬の蜂群への影響評価試験成績を除き、試

験成績の信頼性を確保するため、試験施設、その職員及び組織、試験実施の管理体制、内部調査体制及び試験データ等の保管管理について定めた農薬 GLP 基準に従って行われる試験によるものでなくてはなりません。また、試験の実施に当たっては、国際機関である経済協力開発機構（OECD）のガイドライン、ガイダンス等に沿って、あるいは参考として実施することとしています。

農薬の蜜蜂への影響評価を行う農薬蜜蜂影響評価部会は外部有識者で構成されており、個別の農薬について蜜蜂への影響評価が行われる場合は議事を非公開としますが、議事録及び議事要旨を農林水産省ホームページで公開しています、との回答案を作成しております。

資料4の説明は以上です。

○與語部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

稲生委員、お願いします。

○稲生専門委員 稲生です。

事務局の回答案については、おおむねこれで問題ないかなと思いますが、1つ目の意見で、趣旨については置いておいて、殺虫剤は必ず使用者に何らかの災いが振るとなっているので、一応、蜜蜂のことに對してだけではなくて、別途、農水省では使用者暴露についても評価を行っていること、農水省の管轄でいけば、使用者というところについては別途評価しているという旨を書き置いてもいいのと感じた次第です。内容的にどこまで対応するのかというところではありますが、農薬取締法上は使用者暴露も評価しているということを一言書いておけばいいのと感じました。

以上です。

○與語部会長 稲生委員、ありがとうございます。

事務局、これに関しまして、何かありますでしょうか。

○農薬対策室長 御意見ありがとうございます。

アフィドピロペンに関しましては、使用者に関する評価も別途行い、その中で同様にパブコメをするということもありますので、今回はあくまで蜜蜂についての評価に対するコメントということで、蜜蜂に関して限定的な答えをするという方針で回答を作らせていただきました。また、同様の意見が使用者の方でも来たときには、そちらの方で使用者に関してはお答えするという形にしておいた方がいいかと考えましたが、いかがでしょうか。

○與語部会長 稲生委員、いかがでしょうか。

○稲生専門委員 無理にここで答える必要はないのでしょうけれども。基本的に、御意見いただいたので、それに対しては漏れがないようにというところに対しては、誠意をもって回答したということであれば、ダ

づっていいかとは思いますが、特に書いていないから問題ということではないと思いますので、最終判断は事務局に一任いたします。

以上です。

○與語部会長 稲生委員、ありがとうございました。

事務局、いかがですか。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

回答の最後のところに、なお、農薬使用者に対する影響については、別途評価している旨追記する形で対応したいと思います。

○與語部会長 稲生委員、よろしいでしょうか。

そのほか、何かお気付きの点等ございましたら、お願いします。

○永井専門委員 永井ですけれども、いいでしょうか。

○與語部会長 どうぞお願いします。

○永井専門委員 最初に蜜蜂への虐待である試験と書かれていますが、その部分に関する回答は特にないようですが、大丈夫でしょうか。書かなければいけないとまでは思いませんが、どうでしょうか。

○與語部会長 永井委員、ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

実際問題として、この試験が蜜蜂への虐待であるか、ないかという議論をし出すと、我々としても蜜蜂への影響評価そのものを行うことの是非にまで関わってくると思うのですが、何かよい回答があれば、お知恵を頂けると有り難いと思います。

○與語部会長 永井委員、何か思い浮かびますでしょうか。

○永井専門委員 動物愛護法に基づいて適切に行っているとか、通り一遍等な話になるのとは思いますが。

○與語部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

○農薬対策室長 動物愛護法という話が出たのですが、どうなっているのかを含めて確認したいと思います。

○與語部会長 永井委員、よろしいでしょうか。

○永井専門委員 はい、その辺、細かいところは、私も分かりませんけれども。

○與語部会長 ほかに何かございますでしょうか。

○横井専門委員 第三者というのを必ず書いてくる方はいらっしゃると思うので、検討に関しても、第三者

的な機関がちゃんと評価しているよというところは明確に書いておいてもいいかと感じました。今、外部有識者が評価しているよというふうには書いていると思うのですけれども。

○與語部会長 横井委員、ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

最後のところ、「農薬蜜蜂影響評価部会は外部有識者で構成されており」をもう少し、第三者であることを強調した書き方にした方がいいという御意見だと思います。承知いたしました。修文します。

○横井専門委員 よろしくをお願いします。

○與語部会長 ありがとうございます。

そのほか、何かお気づきの点ありますでしょうか。私から、1つだけいいですか。ほかの委員会で、今までの全部のことを総合したことになるかもしれませんが、考え方についての回答が、先ほど農薬対策室長から話がありましたように、例えば1の一番上の2行ですね。アフィドピロペンの蜜蜂に対する影響に関して回答するとしておいて、一番最後のところに、それに関する以外のことに関しては関係部署に伝える旨記載している場合もあったと思いますが、そこまで書かなくてもいい状況ですか。事務局、いかがでしょうか。

○農薬対策室長 本件に関して、ほかの部局等に伝えるということにはならないという理解で今回は書いております。もちろん、明確に他府省の所掌にあたる分野について書いてあれば、適切なところに伝えますというのはありますが、1番の意見はそういう感じではないので、今回は入れておりません。

○與語部会長 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

よろしければ、今、幾つか助言がありましたので、その部分の資料の修正に関しましては、事務局の方で今皆さんから頂きました御意見を反映していただいて、これも先ほど等と同じように部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

○農薬対策室長 事務局です。

多数コメントを頂きましたので、一度、委員の皆様にご確認いただいた上で進めたいと考えております。

○與語部会長 分かりました。そのようにしていきたいと思います。

○農薬審査官 いろいろご意見を頂いたので、それをお願いします。

○與語部会長 はい。それでは、メールベースで皆様方に一度、お返しするという事で、委員の皆様にはお時間取らせますが、御確認いただいた上でということでもよろしいでしょうか。

それでは、確認の上、その案に関して、分科会へ報告したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、特にほかにないようでしたら、「アフィドピロペン農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見募集の結果（案）に関する審議は以上とします。

また、次回の農薬蜜蜂影響評価部会につきましては、現在、調整させていただいているところです。委員の皆様には、後日、連絡させていただきます。

本日の議事は以上となりますが、そのほか、何かございますでしょうか。

特にないようであれば、議事進行は事務局にお返しします。

○農薬対策室長 本日は、熱心に御審議賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事要旨・議事録につきましては、事務局で案を作成後、委員の方々の確認を取らせていただきたいと思います。事務局案ができましたら、御確認等、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時15分 閉会